

江戸川区歩行喫煙及び ポイ捨て防止等に関する条例



質問 歩行喫煙を規制するのですか？

回答

「子どもと歩いていて、たばこの火が怖い・危ない。」など、特に、歩行をしている際の喫煙が他人へ危険を及ぼす可能性が非常に高いため、安全・安心の観点から歩行喫煙をしてはいけないと考えたためです。

質問 歩行喫煙とは どんな行為ですか？

回答

道路や公園、河川敷、広場など私有地以外の公共の場所において、歩きながらたばこを吸ったりすることはもちろん、自転車・自動二輪車などに乗車中の喫煙も歩行喫煙に該当します。

質問 示イ捨てとは どんな行為ですか？

回答

ポイ捨てとは、たばこの吸い殻やゴミ、空き缶などの容器類を定められた場所に廃棄せず、みだりに捨てたり、置き去る行為をいいます。

たばこの灰は どのように 考えたらよいですか？

回答

たばこの灰も吸い殻の一種ですので、携帯灰皿などに入れて処分するよう、配慮していただきたいと思います。

創つあ動 第八(らい) 2

第三条 [区]は、この条例の目的を達成するため、区民、事業者その他の必要な方が第2条を推進しなければならない。

2 [区]は前項の施策を実施するに当たっては、区民、事業者、関係行政機関及び環境をよくする地区協議会と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

(区民等の責務)

第四条 区民は、地域における連帯意識を高め、相互に協力して快適で住みやすい地域社会の形成に寄与するため、自主的な地域美化活動を推進するよう努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、[区]が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、この条例の目的を達成するため、[区]が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係行政機関の責務)

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、[区]が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(歩行喫煙及びポイ捨ての禁止等)

第七条 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。

2 区民等は、喫煙により受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされることをいう)、火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。(委任)

七 ポイ捨て 吸い殻・空き缶等を収納又は収集するため定められた場所以外の場所に捨てる行為又は置き去る行為をいう。

六
の付したたはこれを持することをいふ。
吸い殻・空き缶等たはこの吸い殻・空き缶・空き瓶・ペットボトル・新聞紙・雑誌・紙くずその他みだりに捨てられることによつて地域環境

四 公共の場所（道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいつ。歩丁契壁 歩丁中（自転車等による多動中を含む。）に契壁（くわいへい）

三二一 区民等
区内に居住し、滞在し、又は区内を通過する者をいう。
事業者　区内において事業活動を行つ全てのものをいふ。
関係行政機関　区内を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理

（用語の定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定められたものとする。

第一回　この条件は、歩行者通行及び吸い込み空き年等のオイ捨ての防除に關して、江戸川区（以下「江戸」といふ。）と民衆等の關係行政機関の責務を明かににする等必要な事項を定めることにより、環境をよくする地区協議会を中心としてこれまで開催してきた各種の事業等に於ける、区民の身体及び財産の被害の防止を図り、もつて安全全心で青柳は土古町競馬を全身体及

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

第八条 この条例の施行に際し、必要な事項は別に「人と

活動は、良き住民性と豊かな地域力を活かした本区の特色ある環境美化活動である。近年の生活環境の劣化を考慮し、新たに歩行喫煙及びポイ捨ての防止等について、区民等及び事業者の認識を高め、より一層環境創造都市江戸川区「創造への取り組みを図るため、本案を提出いたします。